

南海地震条例づくり 項目別検討表

場所		避難生活や被災生活を送る / 応急・復旧段階 / G-3-6 「応急仮設住宅等の確保」
日時		

	主体						
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)		
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	
時間軸	備えの段階		隣近所・地域等 自主防災組織等	○仮設住宅地域での自治活動の実施 ○仮設住宅生活における住民ニーズを把握したうえでの助け合い、災害ボランティア活動(災害ボランティアセンター)と連携する ○仮設ボランティアの育成	県・市町村	○応急仮設住宅の建設可能な土地の把握 ○被災前の地域コミュニティに配慮した仮設住宅の入居 ○高知県仕様の仮設住宅の設計及び調達法、業者決定法、仮設機器調達法の決定 ○資材輸送ルートの検討	
	地震発生時						
	応急・復旧段階	県民	○二次災害がないか、居住利用可能かどうかの判断を自発的に求める。勝手な自己判断はしない	自主防災組織等	○仮設住宅、避難所などの入居の優先度(冬などでは異なるのでは) ○仮設ボランティアの適正配置及び動員	県・市町村	○応急仮設住宅の提供 ○住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急処理ができない方に対する応急修理の実施 ○公営住宅及び民間賃借住宅の空き住宅の確保
	復興段階						